

**Q1** 個人情報漏えい事故等に対処するため情報セキュリティ対策を検討していますが、平成18年度の税制改正で創設された情報基盤強化税制の概要を教えてください。

**A**

**ポイント**

- (1) 情報基盤強化税制は、高度な情報セキュリティが確保された情報システムの導入により、企業の部門間、企業間の情報共有・活用を促進し、国際競争力の強化を目的として、IT投資促進税制が今年3月末廃止されたことに伴い創設されました。
- (2) 平成18年4月1日から2年間の間に、情報セキュリティ対策に対応した情報システムを取得して国内事業の用に供した場合、基準取得価額の10%相当額の税額控除、又は50%相当額の特別償却の選択適用ができるものです。
- (3) さらに資本金1億円以下の法人及び個人については一定のリースの場合もリース費用総額の42%相当額について10%の税額控除が適用できます。

**1. 情報基盤強化税制について**

**(1) 制度の概要**

- ① 青色申告書を提出する事業者が、「産業競争力の向上に資する設備等であって情報基盤の強化を促すもの」の取得又は製作をして、これを国内事業の用に供した場合には、その設備等の基準取得価額(=取得価額の70%)の50%相当額の特別償却と10%相当額の特別税額控除との選択適用できる制度が2年間の時限措置として創設されました。
- ② 資本金1億円以下の法人及び個人にあつては、一定のリース資産の賃借をして、これを国内事業の用に供した場合には、基準リース費用の総額(=リース費用の総額の70%)の100分の60相当額について10%相当額の特別税額控除ができることとされています。  
対象リース資産は、リース契約期間が4年以上、かつ、リース資産の耐用年数以下のものです。
- ③ 上記①及び②の特別税額控除は、当期の法人税額の20%相当額を限度としますが、控除限度超過額については1年間の繰越しができます。

産業競争力の向上に資する一定の情報セキュリティ対策対応設備等の取得等	⇒ 基準取得価額の10%の税額控除 又は 基準取得価額の50%の特別償却
資本金1億円以下の法人による一定のリース資産の賃借	⇒ 基準リース費用の総額×60/100の10%の税額控除

税額控除と特別償却の選択については、通算すると税金そのものが安くなる税額控除の方が直接的なメリットがあります(但し、取得年度の利益圧縮効果を優先したいときは特別償却)。

**(2) 対象となる一定額以上の年間投資額および対象設備**

- ①取得価額——本税制の適用を受けるためには、当該事業年度において取得する対象設備等の合

計額が下記金額以上であることが必要です（中古品・再リースは対象外）。

企業規模	取得価額（リース費用総額）
資本金10億円超	1億円以上（－）
資本金1億円超10億円以下	3,000万円以上（－）
資本金1億円以下・個人事業者	300万円以上（420万円以上）

## ②対象設備

(1) 基本システム……OSを購入するか、QSとサーバーを同時に購入すれば対象となる ①OS（オペレーティングシステム）※ ②①がインストールされたサーバー
(2) データベース管理ソフトウェア……いわゆるDBMS（Database Management System） ①データベース管理ソフトウェア※ ②当該データベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプリケーションソフトウェア
(3) ファイヤーウォール※（(1)または(2)と同時に取得されるものに限る）

※ ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたものに限られます。

ISO/IEC 15408とは、情報セキュリティの国際標準に基づき、IT製品等が適切に設計され、その設計どおり正しく製品化されているかを検証するための基準を規格化したもので、認証製品は、国際相互承認の制度によりCCRA（Common Criteria Recognition Arrangement）加盟国間で効力があります。

このように、対象機器が幅広かったIT投資促進税制に比べると、この制度の対象は、OS（サーバー）とDBMS（アプリケーションソフトウェア）、それらと同時に導入されるファイヤーウォールに限られます。なお、中小企業に関しては、青色申告書を提出する中小企業者等を対象とする「中小企業投資促進税制」があり、IT関連で対象機器の範囲が広く、かつ投資額の要件も低く比較的利用しやすい制度になっておりますので、併せて検討するとよいでしょう。

## 2. 計算事例

出資金5千万円の医療法人が平成18年4月以降に次のような社内システムを構築し、情報基盤強化税制の税額控除を選択した場合の税額控除額を計算してみましょう。

(1) サーバー（ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたOSがインストールされている）をリースで賃借      リース費用総額800万円  
リース期間は5年、年間リース料160万円

(2) 人事管理システム（ソフトウェア、ISO/IEC 15408に基づいて評価・認証されたデータベース管理ソフトが組み込まれたもの）を取得      300万円

### 1. 情報基盤強化税制の対象となるか否かの判定

- (1) ISO/IEC 15408で評価・認定されたOSがインストールされたサーバーなので対象設備に該当し、資本金1億円以下の法人で、リース費用総額、リース契約期間も満たしており対象リース資産に該当します。
- (2) ISO/IEC 15408で評価・認証されたデータベース管理ソフトウェアの機能を利用するアプ

リケーションソフトウェアの取得であり取得価額も満たしており対象設備に該当します。

## 2. 税額控除を選択した場合

(1) リース費用総額  $800\text{万円} \times 70\% \times 60 / 100 \times 10\% = 33.6\text{万円}$

(2) 取得価額  $300\text{万円} \times 70\% \times 10\% = 21\text{万円}$

(1) + (2) = 54.6万円 (税額控除額、限度：法人税額の20%)

**Q2** 医療法人が理事長から借りている土地について、借地権設定当時は相当の地代を支払っていましたが、理事長の相続時には地価の上昇により年6%という相当の地代に満たなくなっていました。この場合、その土地はどのように評価されますか。

**A**

### ポイント

(1) 「相当の地代」はおおむね3年以下の期間ごとに見直しを行う必要があり、そうしていると貸宅地は、自用地価額の80%で評価されます。

(2) ところが収受している地代が相当の地代に満たなくなっている場合は、自然発生借地権が生じますので、借地権価額を算式により計算し、自用地価額から控除して貸宅地の価額を求めることになります。

## 1. 借地権設定時相当の地代を支払う場合、及びその後相当の地代に満たなくなった場合の取扱い

### (1) 借地権設定時に権利金の支払いに代えて「相当の地代」を支払う場合

① 理事長個人と医療法人の間などでは、資金繰りの都合や権利金への課税を避けるため、通常権利金を授受することなく借地権の設定が行われることが一般的ですが、借地権設定の対価として権利金を支払う取引の慣行のある地域において、権利金を支払わないままでは、原則として借地権に相当する経済的利益の贈与を受けたものとして課税関係が生じることになります。

② そのような場合に通常権利金の支払いに代えて相当の地代を支払うこととしていけば、その借地取引は正常な取引条件でなされたものとして、借地権受贈益の認定課税は行われません。

③ 相当の地代とは、土地の自用地価額(自用地価額の過去3年間の平均額によることもできます。)に対し年6%程度とされています。相続税評価額の年6%の地代は通常考えられる地代より高額で、このような高い地代をとれる権利が地主に残っているということは、借主への権利の移転がほとんどなく、それゆえ権利金授受がないと税務上見るわけです。

④ なお、相当の地代はおおむね3年以下の期間ごとに見直しを行う必要があり、この場合には、「相当の地代の改訂方法に関する届出書」を医療法人と連名で税務署長に提出します。

### (2) 相続時に相当の地代に満たなくなっている場合の貸宅地の評価

① 医療法人が、権利金に代えて相当の地代を支払うこととして借地権を設定し、その後理事長に相続が開始した場合の貸宅地の評価は、その土地の自用地(更地)としての評価額の80%

相当額で評価されます。

② ここで、借地権設定後相当の地代の改訂をしなかった場合に、地価が上昇していると地代率が次第に低下し、借地人である医療法人の側に低い地代で土地を賃借し得る権利（借地権）が自然発生的に生じてきたということになりますが、この権利は土地の値上がり益と同様、他に譲渡するまでは医療法人の資産として計上する必要はありません。

③ 地主である理事長の側では、地代率が低下するという事は地代收受権としての底地権の価値が低下していくわけですから、その土地の相続の場合には、底地権割合を80%から次第にダウンしていくこととなります。このように相当の地代に満たない地代が支払われている場合、借地権の設定されている土地の評価は、次の算式により計算される借地権価額を自用地価額から控除して求めます（地代調整貸宅地価額といいます）。

$$\text{※算式} \quad \left\{ \begin{array}{l} \text{自用地価額} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{借地権割合} \times \left( \frac{\text{実際の地代の年額} - \text{通常地代の年額}}{1 - \text{相当の地代の年額} - \text{通常地代の年額}} \right) \end{array} \right\} \end{array} \right\}$$

[実際に支払われている地代の土地の自用地価額に対する割合に応じて算定される評価額]

実際に支払われている地代	底地の価額	借地権の価額
相当の地代が支払われている場合	自用地価額の80%	借地権価額 ゼロ
通常地代を超え相当の地代に満たない地代が支払われている場合	自用地価額 - 借地権価額 (限度：自用地価額の80%)	※上記算式により評価
通常地代が支払われている場合 (通常通りの権利金を支払って)	自用地価額 - 借地権価額	自用地価額 × 借地権割合
法人との間で「無償返還に関する届出書」が提出されている場合	自用地価額の80% (使用貸借の場合は100%)	借地権価額 ゼロ

## 2. 「相当の地代」に満たなくなった場合の貸宅地の評価事例

借地権設定時権利金を収受せず「相当の地代」を支払っていましたが、理事長の相続時、地価が上昇して相当の地代に満たなくなった場合の土地の評価額の計算をしてみましょう。

- |   |  |
|---|--|
| <p>① 自用地としての価額<br/>(相続税評価額) 4,000万円</p> <p>② 借地権割合 60%</p> <p>③ 相当の地代の年額<br/>(① × 6%) 240万円</p> | <p>④ 実際に収受している地代の年額 144万円<br/>(当初の相続税評価額2,400万円の6%)</p> <p>⑤ 通常地代の年額 48万円<br/>(その地域において通常の賃貸借契約に基づいて通常支払われる地代)</p> |
|---|--|

1. 上記算式により借地権の価額を計算

$$\text{借地権の価額} = 4,000 \text{万円} \times \left\{ 60\% \times \left( 1 - \frac{144 \text{万円} - 48 \text{万円}}{240 \text{万円} - 48 \text{万円}} \right) \right\} = 1,200 \text{万円}$$

2. 貸宅地の価額 4,000万円 - 1,200万円 = 2,800万円

よって、自用地価額が賃貸当初の2,400万円から相続時4,000万円へと価額が上昇して、自然発生的に生じた借地権相当額が医療法人へ移転したことになります。